

宮城県消防学校教育基本計画

(第Ⅲ期計画期間 令和7年度～令和11年度)

「宮城の安全・安心を担う

真の消防人の育成と地域防災力の向上」



宮城県消防学校

宮城県消防学校教育基本計画の策定にあたって

宮城県消防学校では、消防需要の高度化・専門化に対応するとともに、社会環境に応じた教育プログラムを構築するため、5年間の教育訓練の指針となる宮城県消防学校教育基本計画を策定し、この計画に沿った教育訓練を実施するとともに、教育訓練の実施状況について、毎年度、検証・評価を行い、P D C Aサイクルによる進行管理を実施して、順次、教育訓練内容の充実に努めてきたところである。

今回、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第Ⅱ期の教育基本計画の終了にあたり、第Ⅱ期の実績と評価及び近年の消防を取り巻く環境の変化を踏まえ、各消防本部の教育事務担当課長等を委員とする「宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅲ期）」策定検討委員会において議論を重ね、地域の消防需要に即した、より実効性の高い第Ⅲ期の教育基本計画を策定したものである。

今後も「宮城の安全・安心を担う真の消防人の育成と地域防災力の向上」という基本理念の下、本計画に基づき、県内各消防本部等多様な主体との連携を緊密に行うとともに、教育システムの最適化を図りながら消防学校に対する県民の負託に応えてまいりたい。

令和6年11月

宮城県消防学校長 豊嶋 潤

目 次

第 1 章	教育基本計画の基本的考え方	P.1
第 1	教育基本計画策定の趣旨	
第 2	教育基本計画の位置付け	
第 3	教育基本計画の計画期間	
第 4	教育基本計画の基本理念・基本方針等	
第 2 章	教育基本計画の目指す姿	P.3
第 1	消防学校の将来像	
第 2	計画のポイントと重点プランの設定	
第 3 章	教育基本計画のポイントと重点プラン	P.3
第 1	消防職員教育の整備	
第 2	消防団員教育の整備	
第 3	一般教育の整備	
第 4	教育体制の整備	
第 5	教育環境の整備	
第 6	重点プランの内容	
1	消防職員教育プラン	P.4
(1)	初任総合教育	
(2)	専科教育	
(3)	幹部教育	
(4)	特別教育	
(5)	特例教育	
2	消防団員教育プラン	P.10
(1)	基礎教育	
(2)	専科教育	
(3)	幹部教育	
(4)	特別教育	
(5)	特例教育	
3	一般教育プラン	P.13
4	教育体制整備プラン	P.14
5	教育環境整備プラン	P.16
第 4 章	教育基本計画の実効性を高めるために	P.17
第 1	PDCA サイクルによる進行管理	
第 2	教育基本計画策定のサイクル	
第 3	関係機関との連携強化	

資料

「宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅲ期）」策定検討委員会設置要綱	P.20
策定検討委員会委員名簿	P.21
策定検討委員会開催経過	P.22

第1章 教育基本計画の基本的考え方

第1 教育基本計画策定の趣旨

宮城県消防学校（以下「本校」という。）では、若年消防職員の増加に伴う現場対応力の低下及び指揮監督する職員の経験不足並びに災害態様の複雑化等、消防需要の高度化・専門化に対応するとともに、激変する社会経済状況の中で、消防職員及び地域防災の中核を担う消防団員、その他防災に関係する者（以下「消防職団員等」という。）が、受講しやすい教育環境を整備し、社会環境に応じた教育プログラムを構築するため、5年間の教育訓練の指針となる宮城県消防学校教育基本計画（以下「教育基本計画」という。）を策定した。

教育基本計画策定以降、本校では、同計画に基づき教育訓練を実施するとともに、教育訓練の実施状況について、毎年度、検証、評価を行ない、PDCAサイクルによる進行管理を実施して、順次、教育訓練内容の充実に努めてきたところである。

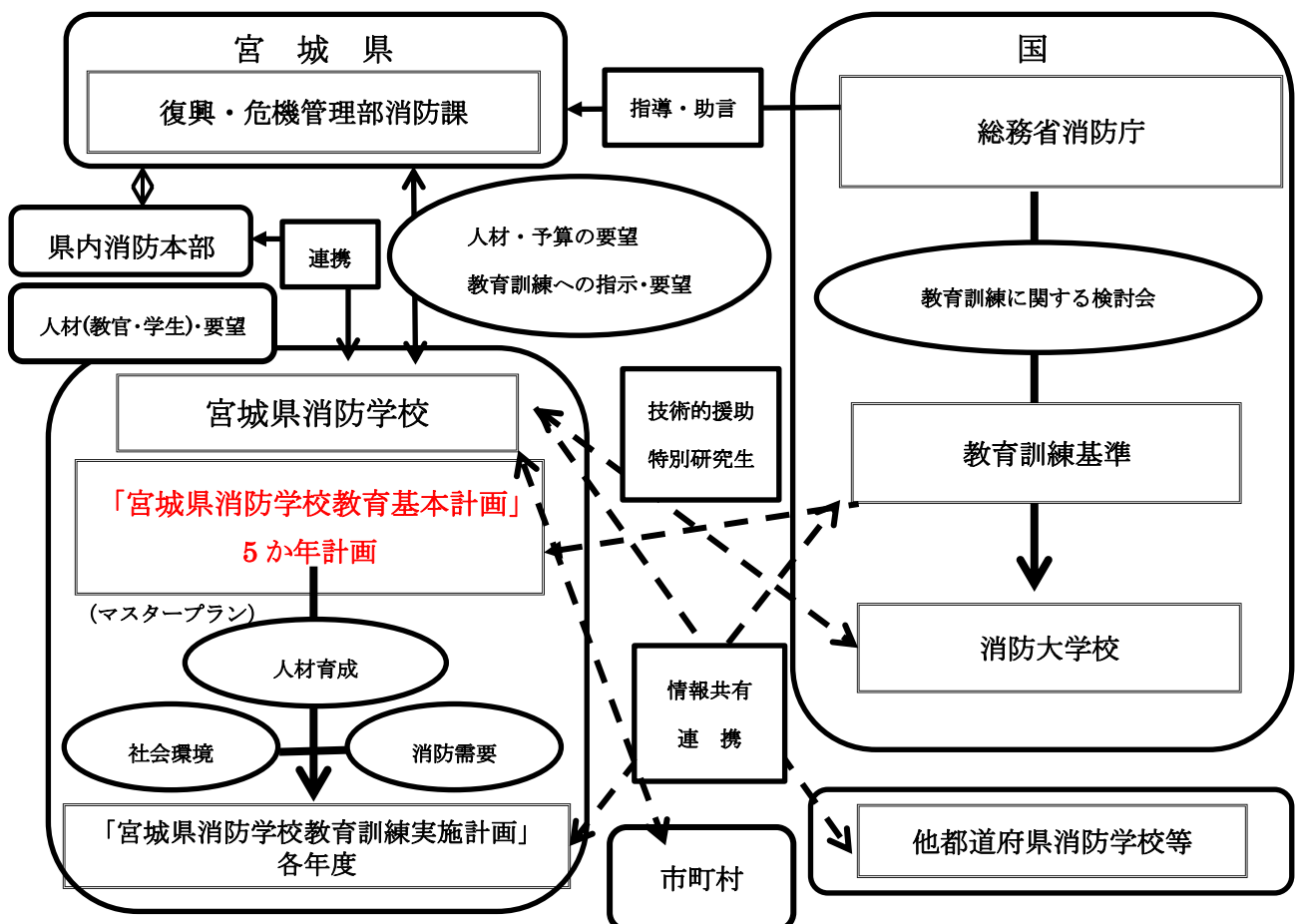
今回、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第Ⅱ期の教育基本計画が終了するにあたり、同計画の検証・評価結果及び近年の消防を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域の消防需要に即した、より実効性の高い第Ⅲ期の教育基本計画（以下「本計画」という。）を策定することとした。

第2 教育基本計画の位置付け

教育基本計画は、図1に示すとおり、消防防災教育に関する施策の総合的かつ体系的な推進を図るために、消防学校教育訓練実施計画（以下「教育訓練実施計画」という。）の上位計画として消防学校教育の目指すべき姿を明確にし、実践すべき教育訓練の方向性を示すものである。

なお、年度ごとの具体的な教育訓練内容については、消防学校規則（昭和46年5月18日宮城県規則第35号）第2条の規定により、教育基本計画に基づき、毎年度策定する教育訓練実施計画において定めるものとする。

図1 計画の位置付け



第3 教育基本計画の計画期間

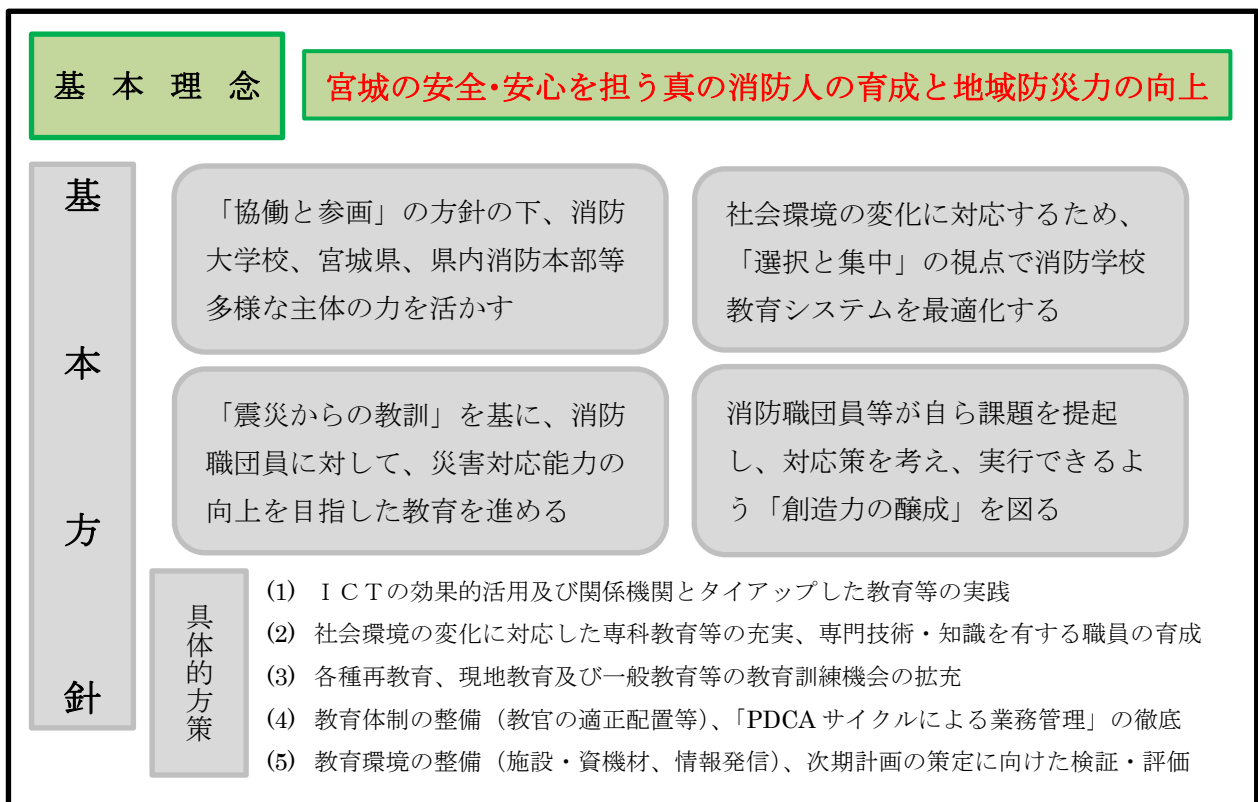
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

第4 教育基本計画の基本理念・基本方針等

「宮城の安全・安心を担う真の消防人の育成と地域防災力の向上」という基本理念に基づき、本計画においては、「協働と参画」・「選択と集中」・「震災からの教訓」・「創造力の醸成」の4点を基本方針とし、以下の具体的方策を展開する。

- 1 ICT※1の効果的活用及び関係機関とタイアップした教育等の実践。
- 2 社会環境の変化に対応した専科教育等の充実、専門技術・知識を有する職員の育成。
- 3 各種再教育、現地教育及び一般教育等の教育訓練機会の拡充。
- 4 教育体制の整備（教官の適正配置、教官派遣研修）、PDCAサイクルによる業務管理の徹底。
- 5 教育環境の整備（施設・資機材、情報発信）、次期計画の策定に向けた本計画の検証・評価。

図2 教育基本計画の基本理念・基本方針

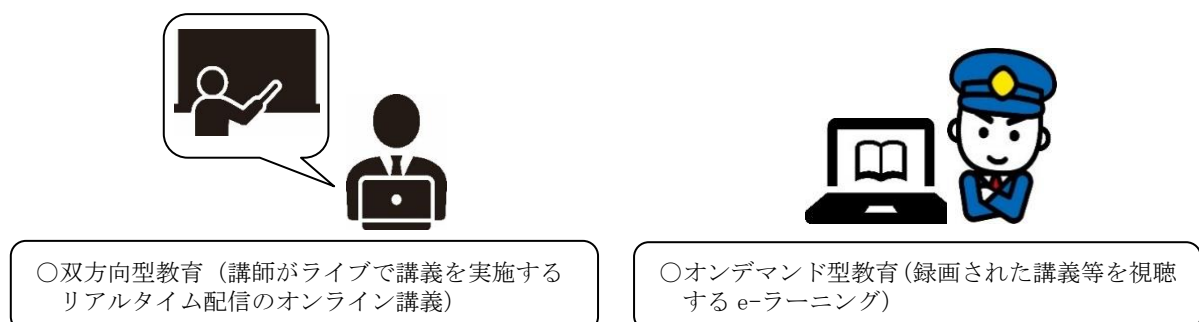


※1 ICT=情報通信技術

ICTの効果的な活用によって、教官と学生の間でのコミュニケーションや、学生同士での学習内容の共有などが容易に行われ、学生の主体的な学習活動への参加や、学習意欲、思考力、判断力などの向上に繋がることが期待される。また、感染症拡大時等においても教育が継続できるとともに、時間や場所を問わずに教育の提供が可能となるため、学生の負担軽減が図られる。

図3 ICT活用イメージ

※Web 講義システム等を活用した双方向型・オンデマンド型教育の実施



第2章 教育基本計画の目指す姿

第1 消防学校の将来像

東日本大震災で得た教訓を活かし、第Ⅱ期の教育基本計画の検証・評価を踏まえて、令和11年度の将来像として、本計画に定める各種教育を着実に実施し宮城の安全・安心を担う消防職団員を育成するとともに、一般教育プランの充実を図り教育機関や自主防災組織など地域における防災力の強化を目指す。また、これまでに蓄積してきた消防に関する情報、知識をICTの活用等によって発信する役割を積極的に担っていく。

第2 計画のポイントと重点プランの設定

基本理念及び基本方針に基づき、計画実践のため5つの「計画のポイント」と「重点プラン」を掲げて消防学校教育を推進する。(図4参照)

第3章 教育基本計画のポイントと重点プラン

本計画を着実に実施するため、第Ⅱ期の教育基本計画の検証・評価を踏まえ、以下の5項目を本計画のポイントとし、その実現に向けて宮城県復興・危機管理部消防課(以下「消防課」という。)、消防大学校(以下「消大」という。)、都道府県・政令指定都市消防学校(以下「他県消防学校」という。)及び宮城県内消防(局)本部(以下「県内消防本部」という。)と一体となった取組を推進していく。

第1 消防職員教育の整備

東日本大震災の教訓を活かすとともに、「誠實」「努力」「忍耐」の校訓を基本として、学生に対して、職務を的確に遂行できる基本教育及び創造力を育むための「考えさせる教育」を実践する。また、最新の知識・技術が求められる専門的教育及び階級毎に異なる識見が求められる幹部教育について常に内容をブラッシュアップし、教育レベルの向上を図る。

第2 消防団員教育の整備

各階級において標準化した教育を実施するとともに、地域防災力の充実強化を図るため、全ての教育において「防災」を取入れて実施するほか、消防団員が受講しやすい体制を整備する。また、災害に即応できる専門知識と技能を習得させ、組織活動の基本である規律の保持や倫理観、協調精神を涵養し、積極的に職務を遂行できる消防団員を育成する。

第3 一般教育の整備

地域防災力の充実強化に資するため、教育機関、自主防災組織など地域における防災リーダーの育成を強化する。

第4 教育体制の整備

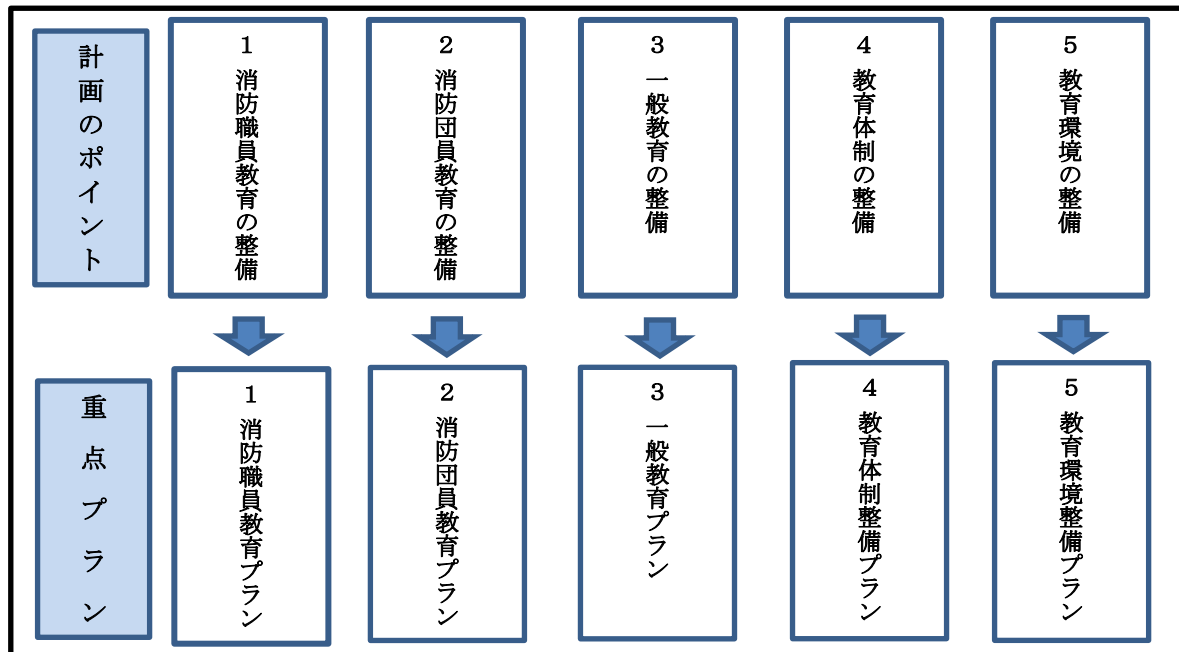
教官の適正かつ計画的な配置、支援教官等の確保及び関係機関との連携による教官の資質向上のための研修体制の整備に努め、PDCAサイクルに基づき検証・評価を行いながら、本計画に定める教育訓練を確実に実施できる教育体制の整備を図る。

第5 教育環境の整備

社会環境の変化に対応できる消防職団員等の教育プログラムを構築するため、施設や資機材の整備に継続して努めるとともに、現場に即した実践的な教育訓練計画を策定し、より教育効果の高い教育訓練を進める。

さらに、蓄積してきた消防に関する情報・知識の効率的かつ効果的な活用を図るため、ICTを活用した情報発信機能の充実など、教育環境の整備に努める。

図4 令和11年度の将来像を実現するための計画のポイント・重点プラン



第6 重点プランの内容

1 消防職員教育プラン

東日本大震災の教訓を活かすとともに、「誠實」「努力」「忍耐」の校訓を基本として、職務的
 確な遂行及び多様な現場活動に即応できる人材を育成するため、県内消防本部、消大及び他県消
 防学校と連携を図り、さらには民間活力も活かした総合的な教育訓練を行う。

また、消防職員の新陳代謝が進み、今後、現場活動の主力となる職員の増加が見込まれるため、
 現任の消防職員に対する教育訓練の充実を図るとともに、女性消防職員の活躍を積極的に推進す
 ることで、男女問わず誰もが受講しやすい教育環境の整備に努める。

(1) 初任総合教育

新規に採用された消防職員に対し、職務遂行に不可欠な基礎知識、技能の習得、人格の形成、
 厳正な規律の保持、旺盛な士気と体力の錬成及び実火災体験型訓練施設（コンテナ）を活用した
 教育訓練の充実、火災性状の把握と注水技術の習得・向上を図り、職務を的確に遂行できる基本
 教育（初任教育）を行い消防職員として育成するとともに、併せて、救助・救急技術の専門的教
 育訓練（救助科・救急科）を行い、多様な現場活動に即応できる人材を育成するための総合的な
 教育訓練を行う。

各教育課程における目標	
初任教育	1 公務員としてのサービスを理解し、職務意欲が旺盛で、住民から信頼を得られる。 2 警防隊員として、基本的な安全管理について理解し、自己の安全の確保と災害現場で の隊長の下命に基づく基本的な活動ができる。 3 消防業務全般（警防・予防・総務）について概要を理解している。 4 震災の教訓を活かし、住民に対する防災指導ができる。
救助科	1 苛酷な条件下において救助活動を遂行し得る旺盛な士気と強靱な身体を有している。 2 救助活動に係る最新の専門的知識を豊富に有しており、専門的な技能、技術を備え、 これらを活用した応用力を十分に発揮できる。 3 救助訓練及び救助活動において自身の安全を確保できる。
救急科	1 救急業務に係る制度、運用に関する基本的な知識及び救急医学に関する基礎知識を有 している。 2 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する専門的知識を有しており、応 急処置時における的確な観察・判断能力を備えている。 3 応急処置に必要な専門的スキルを十分に発揮できる。

各教育課程における具体的施策

初任教育	<ol style="list-style-type: none"> 1 ICT を効果的に活用した教育 2 分隊制 ※2 による災害現場に即した実科訓練 3 PDCA サイクルによる教育効果の検証・評価と教育計画への反映
救助科	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動限界の把握及び体力向上プログラム 2 各種救助操法の習得（操法の完全マスター）と災害対応訓練 3 PDCA サイクルによる教育効果の検証・評価と教育計画への反映
救急科	<ol style="list-style-type: none"> 1 ICT を効果的に活用した救急医学の習得 2 応急手当の習得及び指導員養成・災害時活動訓練 3 PDCA サイクルによる教育効果の検証・評価と教育計画への反映

※2 分隊制・・・消防ポンプ自動車、救助工作車に搭乗する消防隊の人数は1台につき5名と規定されている。
（消防庁「消防力の整備指針」第27条1、第29条1）

(2) 専科教育

災害に即応できる高度な専門知識と技能を習得させ、組織活動の基本である規律の保持、体力の錬成、倫理感と協調精神を涵養し、積極かつ能率的に職務を遂行できる消防吏員を育成する。

また、基礎知識に関するマニュアル化に努めるとともに、新たな知識・技術が求められる専門的教育について内容をブラッシュアップし、教育レベルの平準化と高度化を図る。

専 科 教 育

教育訓練科目	学生数	教育時間
警 防 科	30名程度	70時間
特殊災害科	30名程度	49時間
予防査察科	30名程度	70時間
危険物科	30名程度	35時間
火災調査科	30名程度	70時間

各教育課程における目標

警 防 科	<ol style="list-style-type: none"> 1 警防行政の現状と課題を理解している。 2 災害対策基本法等の防災関係法令に関する専門的知識と災害対策に関する最新の知識を豊富に有している。 3 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において部隊を適切・効果的に指揮できる。 4 警防全般に精通し、訓練の企画・実施ができる。
特殊災害科	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全かつ適切・効果的な消防活動の展開に必要な特殊物質に関する専門的知識を豊富に有している。 2 特殊・異様な災害への対応を含め、災害態様に応じた的確な消防活動要領を理解している。 3 災害現場では、隊員の安全管理を最優先に、適切・効果的な消防戦術を指揮でき、特殊災害に係る訓練の企画・実施ができる。

予防査察科	<ol style="list-style-type: none"> 1 査察行政の現状と課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できる。 2 防火管理制度、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門的知識を豊富に有しており、査察要領を修得している。 3 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反対象物是正を指導できる。
危険物科	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物行政の現状と課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できる。 2 危険物化学、指定可燃物、液化石油ガス等に関して、災害対策上必要な化学的特性等に係る専門的知識を豊富に有している。 3 危険物施設に対し、許認可等の規制を的確に行い、違反を適切に処理することができる。
火災調査科	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できる。 2 原因調査、損害調査、鑑定等に係る専門的知識を豊富に有しており、的確な判断能力を備えている。 3 原因調査書類の作成等、文書実務に係る知識を豊富に有しており、技能を十分に発揮できる。

各教育課程における具体的施策

警防科	<ol style="list-style-type: none"> 1 ICT を効果的に活用した教育 2 災害現場指揮訓練（想定訓練）・震災時活動訓練 3 PDCA サイクルによる教育効果の検証・評価
特殊災害科	<ol style="list-style-type: none"> 1 ICT を効果的に活用した教育 2 NBC・特殊災害現場指揮訓練（想定訓練） 3 PDCA サイクルによる教育効果の検証・評価
予防査察科	<ol style="list-style-type: none"> 1 ICT を効果的に活用した教育 2 違反処理・査察実習（指導実演・効果測定） 3 PDCA サイクルによる教育効果の検証・評価
危険物科	<ol style="list-style-type: none"> 1 ICT を効果的に活用した教育 2 許認可・審査実習（指導実演・効果測定） 3 PDCA サイクルによる教育効果の検証・評価
火災調査科	<ol style="list-style-type: none"> 1 ICT を効果的に活用した教育 2 模擬建物火災を使用した火災調査 3 PDCA サイクルによる教育効果の検証・評価

(3) 幹部教育

消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の各階級における幹部としての資質向上を図り、幹部たるに相応しい人材を養成する。

幹部教育

教育訓練科目	学生数	教育時間
初級幹部科	20名程度	70時間
中級幹部科	20名程度	49時間
上級幹部科	20名程度	14時間

各教育課程における目標

初級幹部科	<ol style="list-style-type: none"> 1 責任、心構えを正しく認識し、消防行政の動向を理解している。 2 上司を補佐し、部下を指導するとともに危機対応能力を向上させることができる。 3 現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理と的確な下命が行える。
中級幹部科	<ol style="list-style-type: none"> 1 責任、心構えを正しく認識し、消防及び社会全般の動向を理解している。 2 迅速で的確な意思の決定に基づき、上司を補佐し、部下を指揮監督することにより、組織を管理できる。 3 事故や事件の発生時に、迅速で的確な初動対応ができる。 4 災害現場において、現場指揮者として災害状況全般を把握でき、的確な安全管理と下命を行える。
上級幹部科	<p style="text-align: center;">上級幹部に相応しい業務管理、人事管理、危機管理に必要な知見を備え、かつ、職責遂行に必要な水準の判断力を有し、組織全体を円滑に管理運営できる。</p>

各教育課程における具体的施策

初級幹部科	➡	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防時事・人事業務管理・事例研究 2 現場指揮訓練の企画立案・実施 3 PDCA サイクルによる教育効果の検証・評価
中級幹部科	➡	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の企画立案・実施及び講義演習 2 現場指揮・人事業務管理・事例研究 3 PDCA サイクルによる教育効果の検証・評価
上級幹部科	➡	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理・人事管理・業務管理・事例研究 2 PDCA サイクルによる教育効果の検証・評価

(4) 特別教育

災害の態様は、年々、複雑多様化しており、消防機関が担う災害対応や各種業務は、これまで以上に専門化・高度化した対応が求められている。今後の消防学校における教育は、各消防本部のニーズにマッチした、より高度で専門的な知識、技術を修得させる必要がある。このため、年度毎に実施する教育訓練科目の選定については、県内消防本部のニーズや社会情勢、国の動向等を踏まえ、柔軟に対応していく必要がある。

なお、定年延長後の状況を踏まえ、高齢期職員を対象とした教育訓練の必要性について、検討を行う。

特 別 教 育

教育訓練科目	学生数	教育時間
消防職員キャリアアップ講習	30名程度	14時間
消防職員フォローアップ講習	30名程度	14時間
救急救命士再教育講習	36名程度	28時間
救急隊員再教育講習	30名程度	35時間
通信指令員教育講習	30名程度	35時間
救助隊員高度教育講習	30名程度	35時間
救助隊員再教育講習	30名程度	70時間
指揮隊員教育講習	30名程度	35時間

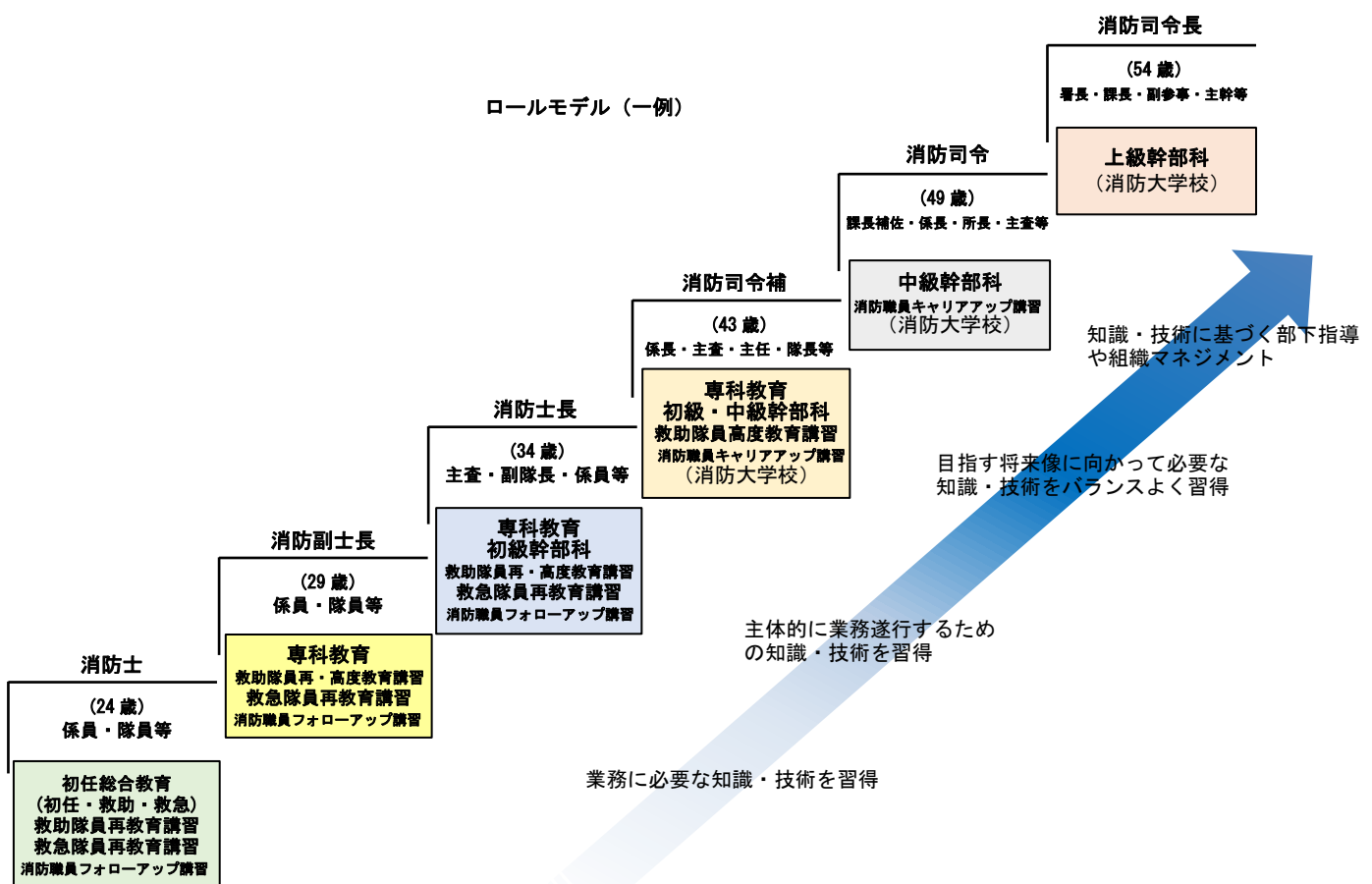
各教育課程における目標

消防職員キャリアアップ講習	消防行政の動向や組織管理運営に関する知識・技術を修得し、キャリアアップを支援する。
消防職員フォローアップ講習	消防業務の遂行に必要な知識・技術を再確認するとともに、最新の知識・技術を習得し、資質の向上を図る。
救急救命士再教育講習	病院実習と実習以外の再教育について、地域 MC 協議会与連携した教育を行い、高度な救急救命処置の質を確保し、維持向上を図る。
救急隊員再教育講習	救急隊員（1～5年目）に対し、救急救命処置に対する最新の知識・技術の向上を図り、隊員レベルを平準化する。
通信指令員教育講習	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信指令員に必要な基本的スキルを習得する。 2 消防・救急業務に必要な情報の聴取と緊急度等判断のための知識・技術を習得する。 3 通報者等に対する口頭指導実施のための知識・技術を習得する。
救助隊員高度教育講習	救助隊員（6～10年目）に対し、高度専門教育を実施し、複雑多様化する災害に対応するための知識・技術を習得する。
救助隊員再教育講習	救助隊員（1～5年目）に対し、基本活動（各操法）をすべて習得させ、救助隊員としての知識と技術の向上を図る。（ブラッシュアップ訓練の実施）
指揮隊員教育講習	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の実態を把握し、的確な部隊運用と効率的な指揮隊活動ができる。 2 災害現場の危険要因を予知し、安全管理に配慮した指揮隊活動ができる。

各教育課程における具体的施策	
消防職員キャリアアップ講習	事案想定シミュレーション訓練・指揮監督・人事業務管理
消防職員フォローアップ講習	事案想定シミュレーション訓練・消防活動再教育訓練
救急救命士再教育講習	事案想定シミュレーション訓練（医師等による指導）
救急隊員再教育講習	事案想定シミュレーション訓練（医師等による指導）
通信指令員教育講習	事案想定シミュレーション訓練・コミュニケーションスキル・情報セキュリティ対策
救助隊員高度教育講習	事案想定シミュレーション訓練・専門的かつ高度な救助訓練
救助隊員再教育講習	事案想定シミュレーション訓練・基本救助訓練の徹底指導
指揮隊員教育講習	事案想定シミュレーション訓練・現場管理、部隊運用実習

図5 キャリア形成支援のためのロールモデル

各教育課程の入校資格の目安を示すとともに、職員自らの目標設定及び業務における自己実現を支援



(5) 特例教育

消防本部が当該本部の職員を対象に行う教育訓練に対して、当該本部の要請に応じて消防学校が保有する教育訓練用資機材を貸出し、併せて消防学校教官派遣により支援を行う。また、消防行政上、教育の必要性が高いと認められる事案が発生した場合には、随時、特例教育として教育訓練科目を設定する。

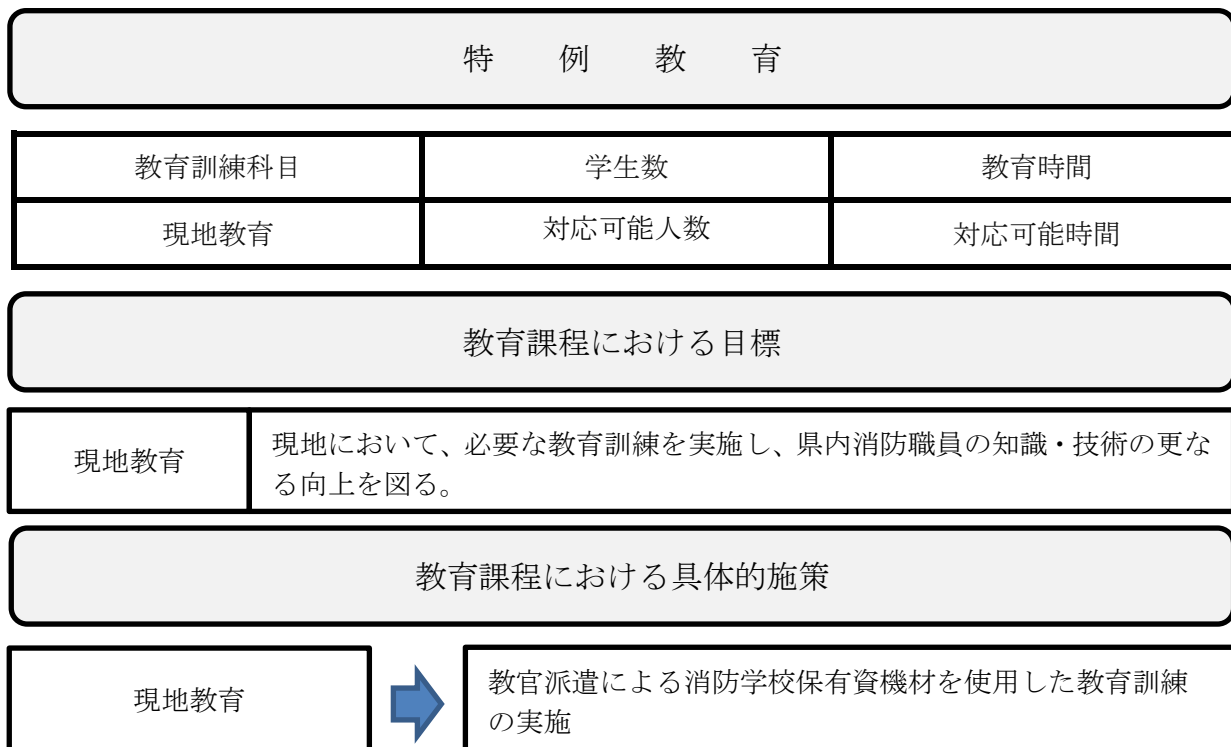
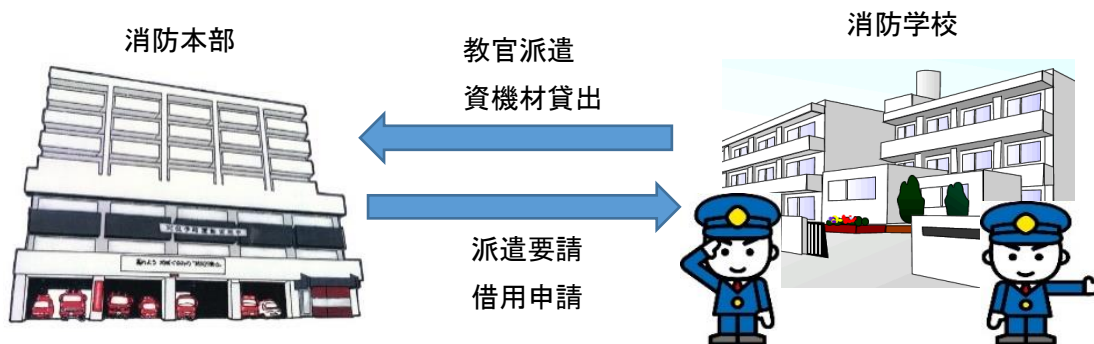


図6 現地教育イメージ



2 消防団員教育プラン

消防団員の割合は、引き続き、被雇用者が増加する傾向にあり、平日の受講が困難な上、消防団員によっては居住地から消防学校が遠く、通学上の利便性が悪いなど様々な事情を有している。このため、土曜・日曜日や現地での開催を原則としつつ、要望に応じて平日も開催するなど誰もが受講しやすい環境を維持し、教育訓練を実施することで、災害に即応できる高度な専門知識と技能を修得させ、組織活動の基本である規律の保持、体力の錬成、倫理感と協調精神を涵養し、積極的かつ能率的に職務を遂行できる消防団員を育成する。

また、消防に関する高度な知識及び技術を総合的に修得させ、資質の向上を図るとともに、他市町村の消防団と合同で教育訓練を実施することにより、県内の消防団の連携強化に資する。

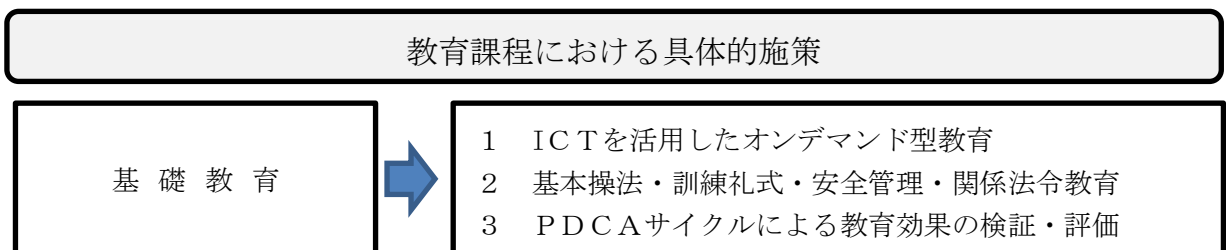
(1) 基礎教育

新任の消防団員に対して基礎的な教育訓練を行う。

基 礎 教 育		
教育訓練科目	学生数	教育時間
基礎教育科	60名程度	13時間
現地教育科	60名程度	13時間

※現地教育科は、消防学校（2回）、県北部・東部・南部のいずれか1回を基準とし、開催地を所管する市町村等と協議の上、決定する。なお、消防学校以外で開催する場合、消防学校と開催地を所管する市町村等との共催を原則とし、場所、日時等は協議の上、決定する。

各教育課程における目標	
基礎教育科	地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び消防対策に必要な地域特性を理解している。災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できる。
現地教育科	現地において、消防本部と学校が連携して、基礎教育科での指導内容と同等な教育訓練及び開催地を所管する市町村の要望等に応じた教育訓練を実施し、県内消防団員の知識と技術の向上を図る。



(2) 専科教育

現任の消防団員に対し特定の分野に関する専門的な教育訓練を行う。

専 科 教 育		
教育訓練科目	学生数	教育時間
警 防 科	60名程度	13時間

教育課程における目標	
警 防 科	火災防ぎょ活動（ポンプ運用を含む）に関する専門的知識と行動原則及び自然災害や大規模災害における消防団の役割と活動内容を理解している。

教育課程における具体的施策

警 防 科



- 1 火災防ぎょ戦術及び車両運行・ポンプ運用の教育
- 2 PDCA サイクルによる教育効果の検証・評価

(3) 幹部教育

幹部として修得すべき事項に関する教育訓練を行う。

幹 部 教 育

教育訓練科目		学生数	教育時間
初級幹部科		60名程度	12時間
指揮幹部科	分団指揮課程	60名程度	12時間
	現場指揮課程	60名程度	13時間

※分団指揮課程は、宮城県消防協会の「消防団員指導員研修」と共催

各教育課程における目標

初級幹部科		消防団初級幹部としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領、安全管理の重要性について深く理解している。地域住民に対して防災指導を行える。
指揮幹部科	分団指揮課程	分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有している。 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動のあり方を深く理解している。
	現場指揮課程	災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有している。 大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎょ、水防活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮並びに安全管理の知識及び技術を有している。 自主防災組織等に対して防災指導が行える。

各教育課程における具体的施策

初級幹部科		<ol style="list-style-type: none"> 1 単隊の現場指揮訓練の実施(災害対応シミュレーション) 2 消防団地域防災指導員養成講習の実施
指揮幹部科	分団指揮課程	災害時の分団本部の管理運営の実施(災害対応シミュレーション)及び情報収集・伝達訓練の実施
	現場指揮課程	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種災害を想定した現場指揮訓練の実施(災害対応シミュレーション)及び安全管理(KYT トレーニング)の実施 2 消防団地域防災指導員養成講習の実施

(4) 特別教育

上級幹部及び女性消防団員として修得すべき事項に関する教育訓練を行う。

特 別 教 育

教育訓練科目	学生数	教育時間
上 級 幹 部 講 習	20名程度	12時間
女性消防団員活躍推進講習	20名程度	12時間

※上級幹部講習、女性消防団員活躍推進講習とも、原則、2年に1回程度の開催

各教育課程における目標

上 級 幹 部 講 習	上級幹部にふさわしい業務管理、人事管理及び危機管理に必要な知見を備え、かつ、職責遂行に必要な水準の判断力を有し、組織全体を円滑に管理運営できる。
女 性 消 防 団 員 活 躍 推 進 講 習	地域における防災組織としての消防団の役割を理解するとともに、住民に対する防火指導、防災教育、応急手当の普及指導など、女性消防団員に期待される活動に必要な知識及び技術を習得する。

各教育課程における具体的施策

上 級 幹 部 講 習		大規模災害発生時の部隊運用訓練の実施(災害対応シミュレーション)
女 性 消 防 団 員 活 躍 推 進 講 習		1 住民指導演習等 ICT を効果的に活用した教育 2 PDCA サイクルによる教育効果の検証・評価

(5) 特例教育

市町村等が消防団員を対象に行う教育訓練について、当該市町村等の要請に応じて消防学校教官による支援を行う。

3 一般教育プラン

教育機関等における防災リーダーを育成するため、消防学校において教育プログラムを整備し、地域防災力向上指導員等による防災指導者講習を実施する。

さらに防災に関する研修を実施する市町村等に対して、地域防災力向上指導員を派遣し支援を行う。

一 般 教 育

教育訓練科目	学生数	教育時間	実施サイクル
防災教育指導者講習	40名程度	6時間	随時

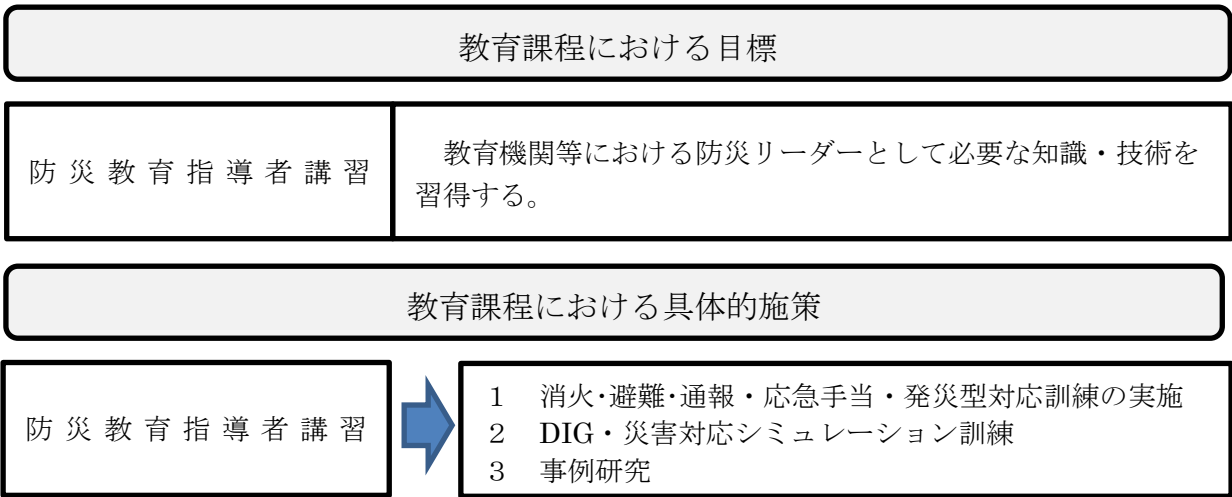
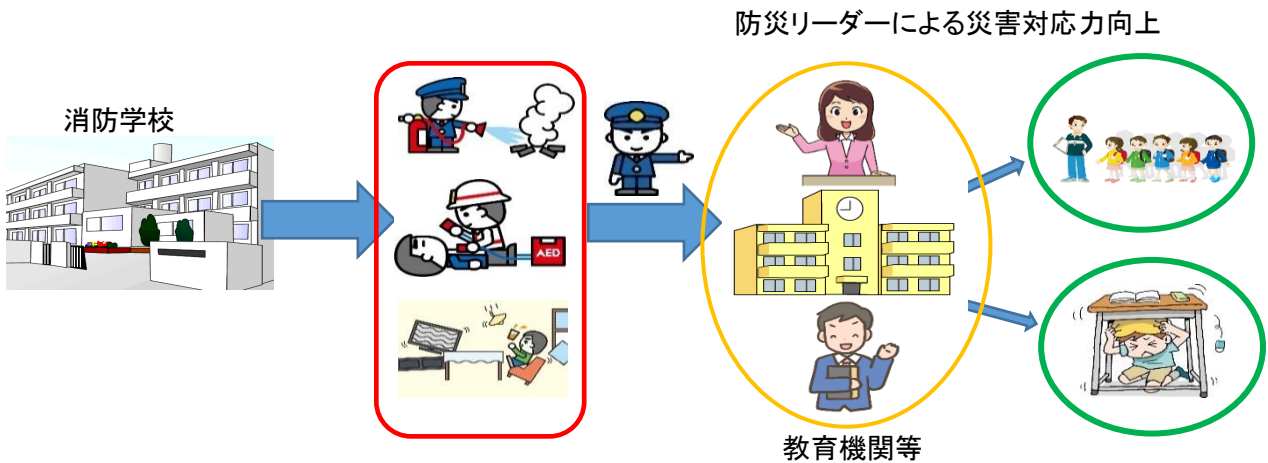


図7 一般教育イメージ



4 教育体制整備プラン

消防学校で行われる教育訓練は、社会情勢の変化や地域特性に応じて、自在かつ的確に対処できる柔軟性が求められ、指導的立場にある教官は、専門的知識と幅広い視野が求められる。そのためにも、消防行政の枠にとらわれず、幅広い分野の研修を積極的に受講して、時代のニーズを敏感に察知する必要がある。

また、教官は単に知識・技術を指導するだけではなく、倫理観、心構え、取組姿勢、礼儀、礼節、生活態度、言葉づかいなど、社会人・公務員としての自覚を育み、指示待ち人間ではない自律した消防職団員等を育成するため、優れた指導力と人間性を兼ね備えている必要があることから、引き続き、広範な研修を受講しスキルアップを図る必要がある。

教育体制整備計画		
	人数	要件・資格等
派遣教官 (原則3年派遣)	教官配置基準数※3等に基づき、必要となる教官数	職員指導経験・特定科目の経験
専任教官(県)	1名	管理監督・専門職経験(危機管理等)
非常勤講師	若干名	専門職経験(予防・警防等)
支援教官	必要となる人員数	救助・救急等高度教育受講
教官支援員	必要となる人員数	消防学校専科・特別教育等受講

※3 「消防学校の施設、人員及び運営に関する基準」(昭和46年4月19日消防庁告示第1号)に基づく教官配置基準数

教 育 体 制 整 備 目 標

派遣教官	教育訓練を充実させるため教官の計画的な配置及び資質向上のための研修体制を整備する。
専任教官（県）	県職員（再任用職員）を専任教官として確保・配置する体制を継続的に整備する。
非常勤講師	教官の補完的役割として計画的に配置する。
支援教官	専科教育等における高度専門教育が実践できる人材を確保する。
教官支援員	受講内容の振り返り等により教育効果を高めるとともに、教官の負担軽減を図る。

教育体制における具体的施策

派遣教官	<ul style="list-style-type: none"> 1 教官の適正かつ計画的な配置（人員数・派遣期間）※4 2 消大における専門知識の習得 ※5 3 他県消防学校派遣等によるスキルの向上 ※6 4 政令市等消防本部派遣によるスキルの向上 ※7
専任教官（県）	<ul style="list-style-type: none"> 1 危機管理や防災分野経験の人材を確保して専任教官として配置 ※8
非常勤講師	<ul style="list-style-type: none"> 1 予防・警防業務等の教育ができる人材の確保 2 業務経験を活かして実科訓練指導ができる人材の確保
支援教官	<ul style="list-style-type: none"> 1 消大における高度専門教育受講者の招へい ※9 2 教官経験者の招へい ※10 3 指導救命士等の招へい ※11
教官支援員	<ul style="list-style-type: none"> 1 消防学校における専科教育、特別教育等受講者の招へい

※4 若年消防職団員の増加、複雑多様化する災害対応、さらには、東日本大震災を経験し、社会環境の変化を見据えた消防防災体制の強化が引き続き課題となっていることから、教官の派遣期間を原則3年とし、教官の資質向上を図り、消防職団員に対する専科教育を充実させる。

また、3年目に教官の指導的役割を担うことで、教育内容の継続性と教育体制の充実を図る。

※5 各種教育課程に入校させ、教官としてのスキルアップを図るとともに、他県消防学校の教官とのネットワークを構築する。

※6 先進的な教育訓練を実施している消防学校への派遣、視察等により教育訓練技法等の習得を図る。

※7 現場指揮活動能力を向上させるために政令指定都市等に派遣し、各現場における様々な取組等について研修を受けることにより、ナレッジマネジメント（経験値のデータ化）を行い、専科教育を充実させる。

※8 県内消防本部からの教官派遣に係る負担を軽減する必要性から、専任教官（県再任用職員）を配置する。

※9 専科教育において、消大における教育訓練を受講した職員から高度な知識・技術を学ぶ「フィールドバック研修」を実施することにより、教育訓練を充実させる。

※10 教官経験者の短期間での派遣を受けて、教育訓練を充実させる。

※11 指導救命士や指導的立場の救急救命士の短期間での派遣を受けて、教育訓練を充実させる。

5 教育環境整備プラン

教育環境の整備を継続し、社会環境変化に対応できる消防職団員等の教育プログラムの充実を図るとともに、施設・資機材の保守整備及び教育計画について計画目標を定めて、PDCA サイクルに基づき検証・評価を行い、効果的に整備事業を進める。また、消防本部等が当該本部等の職員を対象に行う訓練等に対して、消防学校を開放するとともに、当該本部等の要請に応じて消防学校教官による支援を行う。

さらに、各種研修等で蓄積した最新の情報や知識をデータベース化し校内での情報共有を図るとともに、ICTを活用した情報発信機能の充実に努める。

教育環境整備における目標	
施設	実災害に即した教育訓練環境の整備 ※12 ・学校生活環境の確保
資機材	2分隊に1セットの資機材配備 ※13 ・必要な資機材の整備及び更新 ※14
教育計画	PDCA サイクルにより教育効果を検証・評価 ※15 して効果的な教育計画を策定 ※16
情報発信	情報・知識の集積、情報発信機能の充実

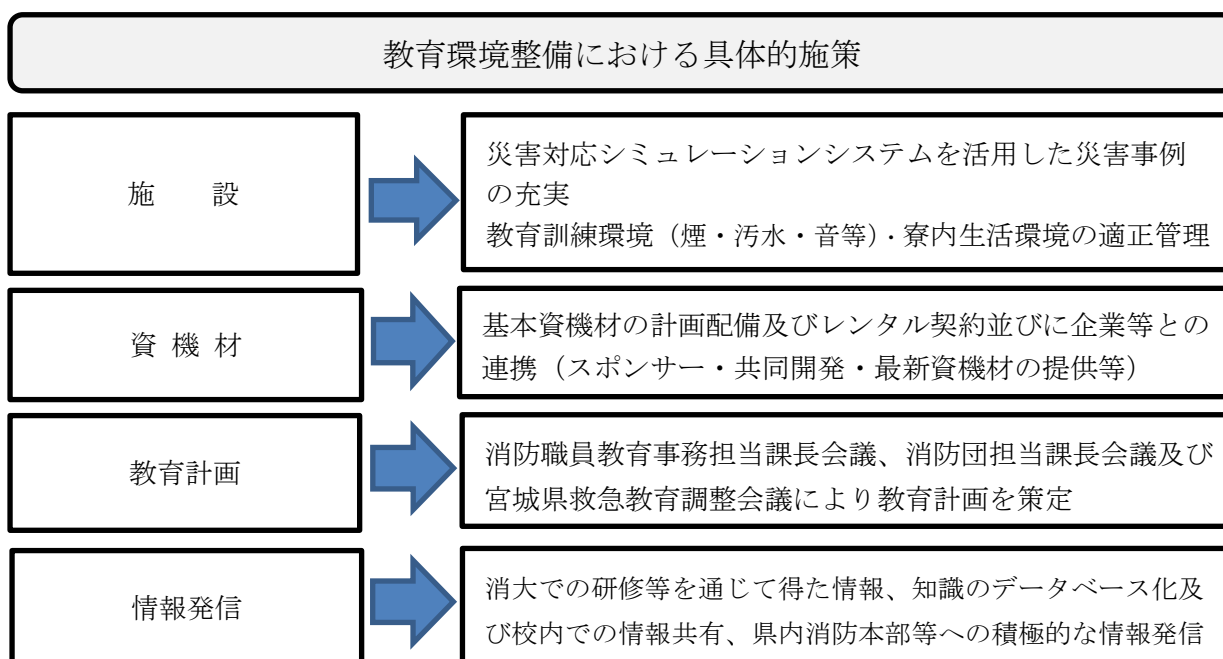
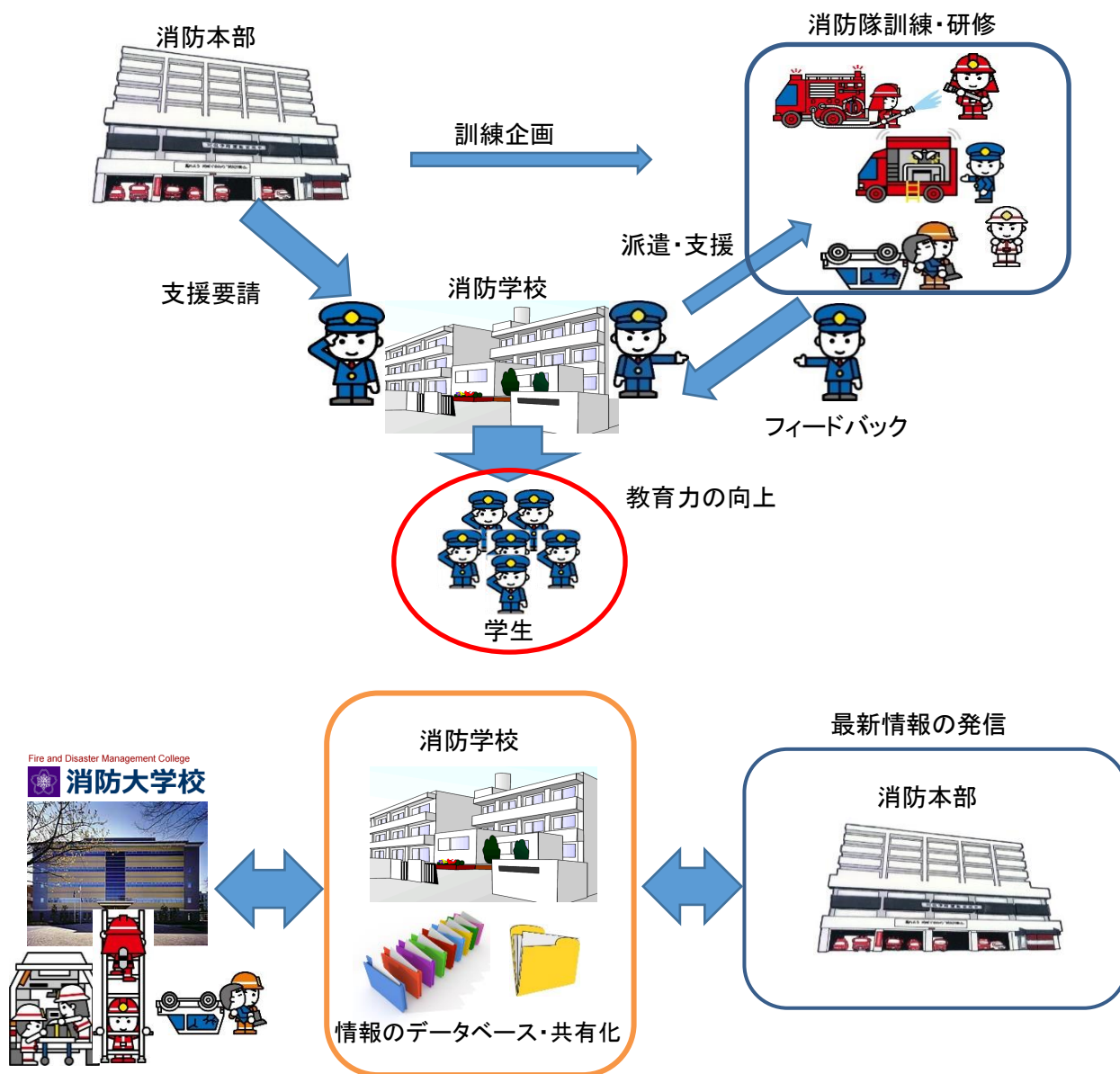


図8 教育環境整備イメージ



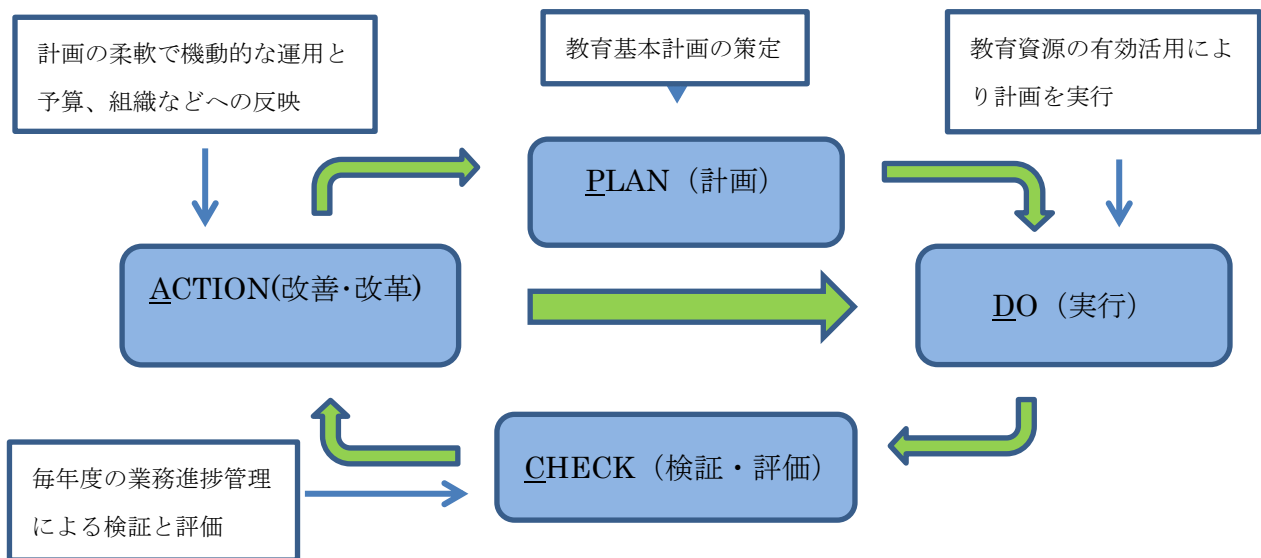
- ※12 実践的訓練施設の整備についても引き続き検討する。
- ※13 実科訓練で使用する基本資機材（三連はしご、照明器具、エンジンカッターなど）を計画的に整備・更新する。
- ※14 企業、研究機関等と連携し、寄附、レンタル契約、研究開発等を働きかけ、先進的な資機材を整備し、教育訓練を実施する。
- ※15 教育課程ごとの個別の検証・評価を実施し、次年度の教育訓練計画に反映させる。
- ※16 教育基本計画及び消大、他県消防学校等の教育訓練を参考に、8月上旬までに次年度の教育訓練実施計画案を調製し、消防職員教育事務担当課長会議及び消防団担当課長会議において県内消防本部及び市町村から意見聴取を行った上で、同計画を策定する。また、教育基本計画は計画期間の4年目に検討会を設置し、3年間の実績に関する検証・評価を行いながら次期計画を策定する。

第4章 教育基本計画の実効性を高めるために

第1 PDCA サイクルによる進行管理

教育基本計画をより実効性のあるものとするために、毎年度、各施策レベルで検証・評価を行い、PDCA サイクルによる進行管理を行う。(図9参照)

図9 PDCA 概念図



第2 教育基本計画策定のサイクル

計画期間の4年目に検討会を設置し、過去3年間の実績に関する検証・評価を行い、最終年度の5年目には第IV期、第V期の教育基本計画を順次策定する。

	教育基本計画実施・検討	特記事項
7年度	第Ⅲ期教育基本計画実施 令和7年度消防学校教育訓練実施計画 令和8年度消防学校教育訓練実施計画策定	教務部検証・評価 学校全体検証・評価 教育事務担当課長会議等意見聴取・知事承認
8年度	第Ⅲ期教育基本計画実施 令和8年度消防学校教育訓練実施計画 令和9年度消防学校教育訓練実施計画策定	教務部検証・評価 学校全体検証・評価 教育事務担当課長会議等意見聴取・知事承認
9年度	第Ⅲ期教育基本計画実施 令和9年度消防学校教育訓練実施計画 令和10年度消防学校教育訓練実施計画策定	教務部検証・評価 学校全体検証・評価 教育事務担当課長会議等意見聴取・知事承認
10年度	第Ⅲ期教育基本計画実施 令和10年度消防学校教育訓練実施計画 令和11年度消防学校教育訓練実施計画策定 第Ⅲ期教育基本計画検証・評価 第Ⅳ期教育基本計画(素案)策定	教務部検証・評価 学校全体検証・評価 教育事務担当課長会議等意見聴取・知事承認 検討委員会(作業部会)設置・検討 学校・消防課協議 関係機関意見聴取(アンケート調査)
11年度	第Ⅲ期教育基本計画実施 令和11年度消防学校教育訓練実施計画 第Ⅳ期教育基本計画検討 第Ⅳ期消防学校教育基本計画策定 令和12年度消防学校教育訓練実施計画策定	教務部検証・評価 学校全体検証・評価 学校・消防課協議(検討委員会検討) 消防課協議・知事承認 教育事務担当課長会議等意見聴取・知事承認

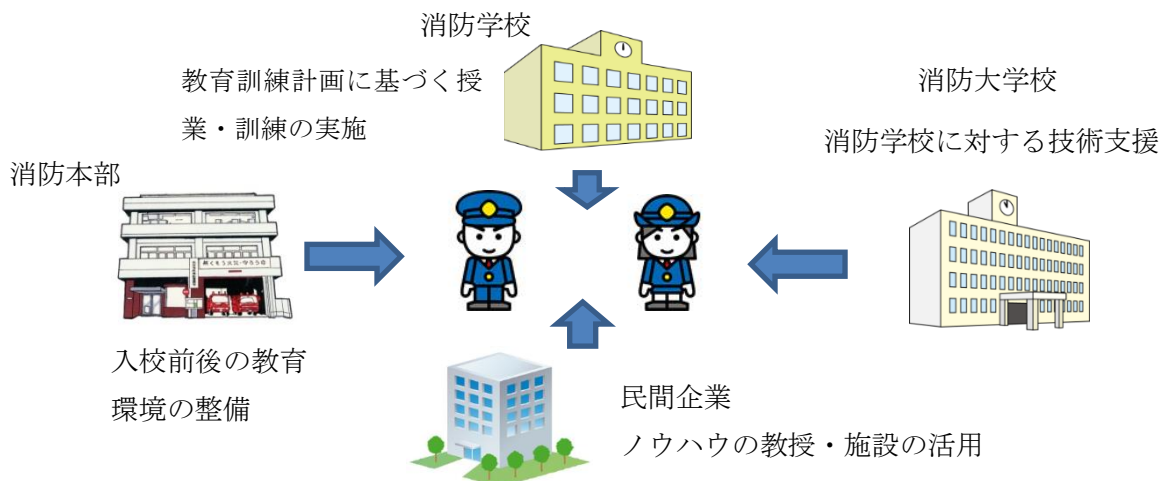
第3 関係機関との連携強化

1 教育訓練

本校で実施する教育訓練について、さらに教育効果の向上を図るために、県内消防本部をはじめ、消大や他県消防学校との連携強化に努める。

また、消防機関に限らず民間企業とも引き続き連携し、企業が持つ知識や施設を活用した教育の拡充を図り、より一層の教育訓練の充実に努める。(図10参照)

図10 教育連携イメージ



さらに、教育訓練に関する国の動向や社会環境の変化を捉え、教育基本計画と併せ、単年度ごとの教育訓練実施計画に反映させるなど、時代のニーズに合致した教育訓練の実践に努める。

2 教育体制

教育基本計画に掲げる各種の教育、講習及び研修を円滑に実施するため、教育体制についても、消防学校と消防課をはじめとした県の関係部局及び県内消防本部との緊密な連携を図り、必要な体制の整備に努める。

資料

「宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅲ期）」策定検討委員会設置要綱

（目的）

第1 令和元年11月に策定した「宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅱ期）」（以下「第Ⅱ期計画」という。）の実績、評価、検証を踏まえ、第Ⅱ期計画策定以降の社会情勢等の変化を考慮し、時代のニーズに即した「宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅲ期）」を策定するため、「宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅲ期）」策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2 検討委員会は、「宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅲ期）」の原案策定に関する事務を所掌する。

（組織）

第3 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、消防学校副校長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、消防学校副校長兼教務部長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員は、各消防本部教育事務担当課長及び宮城県復興・危機管理部消防課総括課長補佐をもって充てる。

（会議）

第4 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（開催要件）

第5 検討委員会は、委員長が必要と認めるとき、または、委員から要請があり委員長が認めるときなど、必要に応じて開催するものとし、その開催日程は委員長が決定する。

（庶務）

第6 検討委員会の庶務は、消防学校教務部において処理する。

（雑則）

第7 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月8日から施行する。

「宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅲ期）」策定検討委員会委員名簿

（敬称略・順不同）

所 属	職 名	氏 名
仙台市消防局	人事担当課長	伊藤 睦雄
名取市消防本部	総務課長	星 有二
登米市消防本部	消防総務課長	及川 貴之
栗原市消防本部	総務課長	大場 義和
黒川地域行政事務組合消防本部	総務課長	山家 貴広
石巻地区広域行政事務組合消防本部	総務課長	大森 康智
塩釜地区消防事務組合消防本部	総務課長	齋藤 吉和
あぶくま消防本部	管理課長	渡邊 茂利
仙南地域広域行政事務組合消防本部	管理課長	二瓶 忠弘
大崎地域広域行政事務組合消防本部	総務課長	板垣 英明
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部	総務課長	佐野 敏幸
復興・危機管理部消防課	副参事兼総括課長補佐	佐藤 康幸
消防学校	副校長	小松 真
	副校長兼教務部長	根本 有也

「宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅲ期）」策定検討委員会開催経過

回数	開催日	主な議題
第1回	令和5年11月28日	<ol style="list-style-type: none"> 1 「宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅱ期）」の実績と評価について 2 「宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅲ期）第1次案」に対する各消防本部等からのアンケート結果について 3 アンケート結果等を踏まえた「宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅲ期）第2次案」について
第2回	令和6年1月16日	<ol style="list-style-type: none"> 1 「宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅲ期）原案」について